

## 倒壊家屋解体撤去業務

まちづくり推進課長 財田美信

1月17日の震災後、2～3日してから倒壊の恐れのある家屋の解体処理の声が区の本部に入って来るようになった。しかし、当時、区本部は避難所に救援物資を届けることで手一杯であり、解体処理の声に対応できるような状況ではなかった。

従って区本部としても、危険な建物については所有者の責任において処理してくださいといった冷たい返答しかできなかった。しかし一方では、個人で何とも対応できないといった声も区本部に多く来た。

その後、1週間程してから倒壊家屋の処理を市で行う方針となり、1月29日から受付を開始することになった。その通知が区に来たのは、たしか1月27日頃だったと思う。簡単な受付様式とQ&Aが区に送付され、まちづくり推進課長がメインとなり、市から応援職員が派遣され、受付から現地調査までしてほしいといった内容であった。

1月28日に受付の様式等をコピーして、1月29日からの受付に備えた。しかし、どの程度申請に来るのかは蓋を開けてみないと判らない状況であった。しかも受付を、1月29日の午前9時から始めてほしいということであったが、応援職員が9時に出勤してすぐに受付をすることは不可能であった。

1月29日は午前中に応援職員と打ち合わせをし、午後から受付を開始することにした。打ち合わせの結果、1月29日から1月31日は、とりあえず解体の願出書を配付し、願出書の受付は2月1日から開始することにした。

もちろん午前中にも何人かが来庁したが、午後まで待ってもらった。願出書の配付は2階の会議室で行った。配付を始めるとすぐに長蛇の列ができ、それをさばくのが大変であった。あらかじめ用意した整理券を配付し対応したが、長蛇の列ができたのは用紙を単に配付するだけでなく、説明を充分にしてから配付したためである。それが結果的には、後々の混乱をなくす意味でよかったと思う。しかし、なかには単に用紙を配付するのになぜこんなに待たされるのかと言って噛みつかれるケースもあった。それに対してはハンドマイクを持ちながら、皆が納得するように説明をした。受付時間は午前9時から午後4時までとした。もちろん時間に遅れて用紙を貰いに来るケースもあった。そして午後5時頃から、その日の反省会を毎日行った。その反省点を翌日の用紙配付に取り入れていった。

受付は2月1日から開始した。中央区を東部と西部に分け、受付職員は2名づつとした。この日から整備公社の4名が加わった。東部と西部の住宅地図に申請物件を落とし込む方法を取り、用紙配付は6～7名で行った。受付をした物件は、現地調査のうえ優先順位を決定し、処理していかなければならない。問題はその体制であった。用紙配付と願出書の受付だけで精一杯であり、現地調査までは到底及ばない状況であった。何とか体制を強化してほしいと各区連携し要望した。その結果、市民局から4名の応援がついた。もちろんこの4名で調査が充分できるわけではない。これ以外に土木局、ハーバーランド情報センター、民間から計

7名の応援を得て調査を開始した。2月6日からの調査方法はまず市民局のメンバーで願出書の写しを住宅地図のページ毎にファイルし、中央区を数ブロックに分けて調査して行くことにした。

もう一つの問題は2月当初、業者発注制度が確立されていなかったことである。従って、危険度の高い物件の所有者から早く解体してほしい、いつ解体してもらえるのかといった質問が多く寄せられ、それに対しては、時期は約束できません、早く解体したい人は自ら業者に解体をしてもらってくださいといった返事をした。その場合、解体費を所有者が業者に支払うことになるが、その経費が市から後日返ってくるのかといった質問がよくあった。当時まだ清算の制度がなかったので、とりあえず業者の見積書、請求書、領収書等を保存し、解体前・解体中・解体後の写真を撮っておいてくださいとの返事をした。



二宮町付近（1／17）

その後、業者発注制度が確立し、環境局にできた災害廃棄物対策室を通じて、業者発注ができるようになった。この制度による解体が軌道に乗り出したのは2月中旬であった。その頃になると解体業者が全国から集まって来て、解体の売り込みも活発

になってきた。2月20日には三者契約の制度が発足し、市の契約業者による解体制度と合わせて解体のスピードがアップしてきた。体制面においても、2月中旬から他都市からの応援が加わり、調査から業者発注までかなりスピードがあがった。しかし、今度は解体による瓦礫の処分場不足が問題となった。布施畑の処分場までトラックが長蛇の列をなし、1日1回しか処分場まで行けない状況であった。最近ではピーク時の五分の一にまで減り、順調に処分されている。現地調査は他都市応援職員等の頑張りもあり、3月末までにはほぼ完了した。

4月以降新体制になり、解体担当主査2名が増設され、他都市建築職2名の4名体制で解体処理を実施することになった。これからの問題は、権利関係の調整が困難な物件の処理及び物理的に解体が困難な物件が目立ってきたことである。なかには権利関係の調整を区に依頼してくるものもあったが、権利関係の調整はあくまで所有者の責任においてやってもらう必要がある旨説明してきた。また裁判所に仮処分申請する方法や調停の申立制度がある旨説明した。

10月には他都市の応援職員2名が入り替わり、現在4名の体制で現在まで続いている。現在の課題は、権利調整ができずに解体できない物件を7年度末までにいかに解体するかである。現在の進捗率は約85%で、残物件は約400件である。残すところ4か月となったが、精一杯頑張っていきたい。(平成7年11月現在)

最後にこの10か月を振り返って見ると、お世話になった方々の顔が一人一人思い浮かんでくる。この紙面をお借りして心からお礼を申し上げたい。